

3 介第 697 号
令和 4 年（2022 年）1 月 11 日

高齢者福祉施設等運営団体の長
高齢者福祉施設等の長 様

長野県健康福祉部介護支援課長

災害発生時における被災状況の報告について（通知）

災害時における介護施設・事業所（以下、「介護施設等」という。）の被災状況報告については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（依頼）（令和 3 年 6 月 10 日付け 3 介第 229 号）」にて通知したところですが、今般、「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて（令和 3 年 6 月 23 日付け厚生労働省事務連絡）」（以下、「国事務連絡」という。）が発出され、被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システム（以下、「情報公表システム」という。）に災害時情報共有機能（以下、「災害時情報共有システム」という。）が追加されました。

つきましては、災害時情報共有システムに係る事前作業を下記のとおりお願いします。

なお、災害発生時における被災状況報告については、事前作業が終了するまでの当面の間、令和 3 年 6 月 10 日付け 3 介第 229 号による「被災状況整理表」（別紙様式）での報告をお願いします。（**長野市又は松本市所在の介護施設等は市担当部署、それ以外の地域所在の介護施設等は所管の県保健福祉事務所福祉課までご報告願います。**）

県内介護施設等において事前作業が完了し、本県で災害時情報共有システムの運用を開始する際には改めてご連絡いたします。

記

1 対象サービス

別紙「被災状況報告対象サービス一覧」のとおり。

災害時情報共有システムを利用することにより、介護施設等・県・厚生労働省の間で速やかに被災状況を把握することが可能となり、迅速かつ適切な支援につながります。

2 事前作業等について

介護施設等において、該当する状況等により以下のとおり対応してください。

(1) 情報公表システムによる公表を行っている事業所（公表実績のある事業所）

※（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、情報公表システムの ID を利用せず、別添 2・別添 3 で対応する ID を使用することになります。

⇒ 別添 1 により作業を行ってください。

作業〆切：1月28日（金）

(2) 新規開設事業所等で、これから公表を行う場合

⇒長野県指定情報公表センターから報告依頼通知送付後、別添 1 により作業を行ってください。報告依頼通知郵送まで多少お時間をいただく場合がございますので、公表までの間は「被災状況整理表」（別紙様式）による報告をお願いいたします。

※①介護サービス情報公表制度における報告対象の介護保険事業所のうち、過去一度も公表実績がない場合、②公表実績があるが、情報公表システムの ID・パスワードがわからない場合は、P3に記載の【長野県指定情報公表センター（社会福祉法人長野県社会福祉協議会ケアマネ研修情報センター）】までご連絡願います。

(3) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無にかかわらず、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の場合は別添 2 による作業をお願いいたします。

⇒別添 2 により作業を行ってください。

災害時緊急連絡先報告〆切：11月29日（月）別途通知済み

※災害時緊急連絡先について既に報告済みの場合は、別添 2（1）の報告は不要ですので、

（2）以降についてご対応をお願いします。

(4) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス

※（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無にかかわらず、養護老人ホーム、軽費老人ホームの場合は別添 3 による作業をお願いいたします。

⇒別添 3 により作業を行ってください。

3 災害発生時における被災状況の報告方法及び報告様式等

（別添「★災害発生時の対応について」を御参照ください。）

- ・災害発生時における被災状況報告については、事前作業が終了するまでの当面の間、令和 3 年 6 月 10 日付け 3 介第 229 号による「被災状況整理表」（別紙様式）での報告をお願い

いたします。(長野市又は松本市所在の介護施設等は市担当部署、それ以外の地域所在の介護施設等は所管の県保健福祉事務所福祉課までご報告願います。)

- ・県内介護施設等において事前作業が完了し、本県で災害時情報共有システムの運用を開始する際には改めてご連絡いたします。
- ・災害時情報共有システム(=情報公表システムの災害時情報共有機能)を利用する際、(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、情報公表システムのIDを利用せず、別添2・別添3で対応するIDを使用することになります。

4 問い合わせ先

※災害時情報共有システムに関すること(全般)

【長野県介護支援課施設係】

TEL: 026-235-7113 災害時情報共有システム担当

※以下の場合、必ず下記連絡先までご連絡願います。

- ①介護サービス情報公表制度における報告対象の介護保険事業所のうち、過去一度も公表実績がない場合
- ②公表実績があるが、情報公表システムのID・パスワードがわからない場合

【長野県指定情報公表センター】

社会福祉法人長野県社会福祉協議会ケアマネ研修情報センター

TEL: 026-226-2000 指定情報公表センター担当

5 その他

(1) 長野県 HP 掲載先について

今回添付を省略させていただいた参考通知等についても掲載しておりますので、ご確認ください。※URLはメール本文にてご確認ください。

(2) 各種マニュアルについて

操作マニュアルについては、報告システムのヘルプに掲載されておりますので、必要に応じてご確認ください。(下記 URL から確認可能です。)

●事業所向け操作マニュアル

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual_houkoku_5_0.pdf

●事業所向け操作マニュアル(被災状況報告編)

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual_houkoku_h_1_0.pdf

(3) 参考通知等

【参考1】 介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて（令和3年6月23日付け厚生労働省事務連絡）→添付

【参考2】 介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について（令和3年6月23日付け厚生労働省事務連絡）→添付省略

【参考3】 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（令和3年4月15日付け老発0415第5号厚生労働省老健局長ほか連名通知）→添付省略

【参考4】 災害発生時における被災状況等を把握するシステムの運用開始について（令和3年9月1日付け厚生労働省事務連絡）→添付省略

【参考5】 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（令和3年6月10日付け3介第229号長野県健康福祉部介護支援課通知）→添付省略

担 当	介護支援課施設係
電 話	026-235-7113
ファクシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

別紙 被災状況報告対象サービス一覧

※（*）は予防サービスを含みます。

※（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無にかかわらず、有料老人ホーム、サービス付き高齢向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームの場合は、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護のID・パスワードではなく、有料老人ホーム、サービス付き高齢向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームとして県から付番されたID・パスワードを使います。（別添2・3）

サービスコード／サービス名称	
①110 訪問介護	} 別添1を参照
②120 訪問入浴介護（*）	
③130 訪問看護（*）	
④140 訪問リハビリテーション（*）	
⑤150 通所介護	
⑥155 療養通所介護	
⑦160 通所リハビリテーション（*）	
⑧170 福祉用具貸与（*）	
⑨210 短期入所生活介護（*）	
⑩220 短期入所療養介護（介護老人保健施設）（*）	
⑪230 短期入所療養介護（介護療養型医療施設）（*）	
⑫320 認知症対応型共同生活介護（*）	
⑳2410 特定福祉用具販売（*）	
㉓430 居宅介護支援	
㉔510 介護老人福祉施設	
㉕520 介護老人保健施設	
㉖530 介護療養型医療施設	
㉗540 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
㉘710 夜間対応型訪問介護	
㉙720 認知症対応型通所介護（*）	
㉚730 小規模多機能型居宅介護（*）	
㉛760 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
㉜770 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
㉝780 地域密着型通所介護	
㉞550 介護医療院	
㉟551 短期入所療養介護（介護医療院）（*）	

③⑥900 サービス付き高齢者向け住宅	}	別添2または 3を参照
③⑦910 養護老人ホーム		
③⑧920 有料老人ホーム		
③⑨930 軽費老人ホーム		
④⑩940 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）		

別添1

- (1) 情報公表システムによる公表を行っている事業所（公表実績のある事業所）
- (2) 新規開設事業所等で、これから公表を行う場合

以下の手順に従い、作業を行ってください。

①災害時情報共有システム（＝情報公表システムの災害時情報共有機能）にログインしてください。

【ログイン URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/20/>

長野県指定情報公表センターから通知されている情報公表システムの ID（介護保険制度における事業所番号（以下「介護事業所番号」）により利用することができます。（改めて利用登録は不要です。）

- 当年度公表対象の事業所（新規開設事業所含む）
→当年度に付与された最新の ID、パスワードでログイン可能
- 当年度公表対象外だが、過去公表実績のある事業所
→当年度以前に付与された公表の ID、パスワードでログイン可能
- (a) 介護サービス情報公表制度における報告対象の介護保険事業所のうち、過去一度も公表実績がない場合
(b) 公表実績があるが、情報公表システムの ID・パスワードがわからない場合
→P3に記載の【長野県指定情報公表センター（社会福祉法人長野県社会福祉協議会ケアマネ研修情報センター）】までご連絡願います。

※（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、情報公表システムの ID を利用せず、別添2・別添3で対応する ID を使用することになります。

②事業所向け操作マニュアル（被災状況報告編 P11～）を参考に下記事項を登録・確認してください。

※公表担当者の連絡先について、マニュアル P12 では、被災報告担当者の連絡先となっておりますが特段問題ありませんので、以下の必要事項等について入力願います。

- ・公表担当者氏名（施設長等）
- ・担当者メールアドレス（施設メールアドレス等）
- ・電話番号（施設電話番号等）

※入力画面上は任意項目となっておりますが、可能な限りご入力をお願いします。

- ・緊急連絡先担当者（緊急時に連絡が取れる方）
- ・緊急連絡先電話番号（施設電話番号でなくても可）
- ・緊急連絡先メールアドレス（施設メールアドレスでなくても可）

※当年度既に「緊急時の担当者の連絡先設定」を入力・提出済の事業所は改めてご提出いただく必要はありません。

※その他の項目についても確認を行い、最新の情報に更新してください。

以上で事前作業は終了です。

別添2

(3) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無にかかわらず、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の場合は下記作業をお願いいたします。

①県への被災確認対象事業所番号（ID）の付与等依頼

※県所管の有料老人ホームについては、「有料老人ホームに係る報告及び介護サービス情報公表システム登録様式の提出について（依頼）（令和3年11月1日付け3介第570号通知）」、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、11月1日付けメールで報告依頼した件です。有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の場合は、県建築住宅課から報告依頼した件です。

※有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の場合は、県建築住宅課までご報告願います。

※長野市及び松本市所在の施設については、別途長野市及び松本市から依頼しておりますので、担当部署までご報告願います。

→既に報告済みの場合①の対応は不要です。②以降についてご対応をお願いします。

- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅については、県で「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」を設定する必要があります。
- ・登録用 Excel 様式に必要な事項を全て入力し、下記アドレスまで電子メールにて提出してください。

【長野県介護支援課施設係メールアドレス】 kaigo-shisetsu@pref.nagano.lg.jp

②被災確認対象事業所番号（ID）の付与等

- ・県で「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」を設定します。
- ・設定作業完了後、「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」を県より各事業所に対し別途郵送にてお伝えします。
- ・郵送にて「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」が届きましたら、速やかに以下の作業を行ってください。

③県から②の通知が届いたら、災害時情報共有システム（＝情報公表システムの災害時情報共有機能）にログインしてください。

【ログイン URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/20/>

④事業所向け操作マニュアル（被災状況報告編 P11～）を参考にパスワードの変更及び下記事項を登録してください。（県で初期設定してある場合もあります。）

- ・被災報告担当者氏名（施設長等）
- ・被災報告メールアドレス（施設メールアドレス等）
- ・電話番号（施設電話番号等）
- ・緊急連絡先担当者（緊急時に連絡が取れる方）
- ・緊急連絡先電話番号（施設電話番号でなくても可）
- ・緊急連絡先メールアドレス（施設メールアドレスでなくても可）

以上で事前作業は終了です。

※有料老人ホームについては、令和3年度から情報公表システム（生活関連情報）の公表対象となりました。災害時情報共有システムを利用するためには、事前に情報公表システムへの登録が必要です。情報公表システムへの登録については「有料老人ホームに係る報告及び介護サービス情報公表システム登録様式の提出について（依頼）（令和3年11月1日付け3介第570号通知）」「介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について（令和3年6月23日付け厚生労働省事務連絡）」をご確認ください。

※情報公表システム（生活関連情報）において、サービス付き高齢者向け住宅については、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムで公開されたデータが取り込まれますが、災害時情報共有システムには別途付与されたID・初期パスワードでの登録が必要です。

別添3

(4) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス

※(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無にかかわらず、養護老人ホーム、軽費老人ホームの場合は下記作業をお願いいたします。

①被災確認対象事業所番号(I D)の付与等

- ・ 県で「被災確認対象事業所番号(I D)」及び「初期パスワード」を設定します。
- ・ 設定作業完了後、「被災確認対象事業所番号(I D)」及び「初期パスワード」を県より各事業所に対し別途郵送にてお伝えします。
- ・ 郵送にて「被災確認対象事業所番号(I D)」及び「初期パスワード」が届きましたら、速やかに以下の作業を行ってください。

②県から①の通知が届いたら、災害時情報共有システム(=情報公表システムの災害時情報共有機能)にログインしてください。

【ログイン URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/20/>

③事業所向け操作マニュアル(被災状況報告編 P11~)を参考にパスワードの変更及び下記事項を登録してください。(県で初期設定してある場合もあります。)

- ・ 被災報告担当者氏名(施設長等)
- ・ 被災報告メールアドレス(施設メールアドレス等)
- ・ 電話番号(施設電話番号等)
- ・ 緊急連絡先担当者(緊急時に連絡が取れる方)
- ・ 緊急連絡先電話番号(施設電話番号でなくても可)
- ・ 緊急連絡先メールアドレス(施設メールアドレスでなくても可)

以上で事前作業は終了です。